

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和7年6月6日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p>提出者 住所 東京都西東京市田無町1-12-6 氏名 三和建装株式会社 代表取締役社長 中 衆司 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-450-5811</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	三和建装株式会社 都内各工事現場（八王子市を除く）
事業場の所在地	都内各所（八王子市を除く）
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建築一式工事・塗装工事・吹付工事・防水工事・仮設工事・注入工事・内装工事・その他工事
②事業の規模	84.5億円（令和6年9月決算）
③従業員数	105名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	排出量	183.80 t	125.73 t
	（これまでに実施した取組） ・事業所単位で使用材料の使用量を把握しておく。 ・資材の過剰梱包を抑制する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	排出量	165.42 t	113.16 t
	（今後実施する予定の取組） ・事業所単位で使用材料の使用量を把握し、受入れ管理と使用量管理を強化して排出量の削減する。 ・資材搬入業者に過剰梱包を減らすように指導する。再利用可能な梱包材は事業所内でも再利用を促す。		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
排出量	254.25 t	44.74 t	388.74 t	49.43 t
(これまでに実施した取組) ・ 施工計画時に資材及び材料の使用量並びに廃棄物の発生量を把握し、排出量の抑制及び再資源化の促進を検討している。				
<b>【目標】</b>				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
排出量	228.83 t	40.27 t	349.87 t	44.48 t
(今後実施する予定の取組) ・ 実施してきた取組みを強化して、前年度より排出量を削減していく。				

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
排出量	13.31 t	11.83 t	264.50 t	1.00 t
(これまでに実施した取組) ・ 施工計画時に資材及び材料の使用量並びに廃棄物の発生量を把握し、各事業所での廃棄物の分別に努め、排出量の抑制及び再資源化の促進を検討している。				
<b>【目標】</b>				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
排出量	11.98 t	10.64 t	238.05 t	0.90 t
(今後実施する予定の取組) ・ 実施してきた取組みを強化して、前年度より排出量を削減していく。				

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	全処理委託量	183.80 t	125.73 t
	優良認定処理業者への処理委託量	183.80 t	116.63 t
	再生利用業者への処理委託量	183.80 t	116.63 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェスト利用業者を選定して委託しています。</li> <li>・委託契約書の電子化を業者に推進しています。</li> </ul>		

## (第4面) - 2

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
全処理委託量	254.25 t	44.74 t	388.74 t	49.43 t
優良認定処理業者への処理委託量	187.02 t	20.14 t	388.74 t	43.23 t
再生利用業者への処理委託量	187.02 t	20.14 t	388.74 t	43.23 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(これまでに実施した取組)

- ・電子マニフェスト利用業者を選定して委託しています。
- ・委託契約書の電子化を業者に推進しています。

## (第4面) - 3

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
全処理委託量	13.31 t	11.83 t	264.50 t	1.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	12.97 t	11.83 t	264.50 t	1.00 t
再生利用業者への処理委託量	12.97 t	11.83 t	264.50 t	1.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(これまでに実施した取組)

- ・電子マニフェスト利用業者を選定して委託しています。
- ・委託契約書の電子化を業者に推進しています。

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類
	全処理委託量	165.42 t	113.16 t
	優良認定処理業者への処理委託量	165.42 t	104.97 t
	再生利用業者への処理委託量	165.42 t	104.97 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続し、前年度より排出量を削減していく。		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	金属くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物
全処理委託量	228.83 t	40.27 t	349.87 t	44.48 t
優良認定処理業者への処理委託量	168.31 t	18.13 t	349.87 t	38.90 t
再生利用業者への処理委託量	168.31 t	18.13 t	349.87 t	38.90 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続し、前年度より排出量を削減していく。				

【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	建設混合廃棄物	廃蛍光ランプ類
全処理委託量	11.98 t	10.64 t	238.05 t	0.90 t
優良認定処理業者への処理委託量	11.67 t	10.64 t	238.04 t	0.90 t
再生利用業者への処理委託量	11.67 t	10.64 t	238.05 t	0.90 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続し、前年度より排出量を削減していく。				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別添1 処理工程図

収集運搬及び中間処分・最終処分は全て契約業者に委託する。

### 【処理工程】

・ 廃プラスチック類	→ 破碎/圧縮/焼却/切削	→ 再利用又は安定型埋立
・ 紙くず	→ 破碎/圧縮	→ 再利用
・ 木くず	→ 破碎	→ 再利用
・ 金属くず	→ 破碎	→ 再利用
・ ガラス・コンクリート・陶磁器くず	→ 破碎	→ 再利用
・ がれき類	→ 破碎	→ 再利用
・ コンクリート破片	→ 破碎	→ 再利用
・ アスファルト・コンクリート破片	→ 破碎	→ 再利用
・ 廃プラスチック類 （石綿含有産業廃棄物）	→ 安定型埋立	
・ がれき類（石綿含有産業廃棄物）	→ 安定型埋立	
・ 建設混合廃棄物（安定型のみ）	→ 破碎/圧縮梱包	→ 安定型埋立
・ 建設混合廃棄物（管理型を含む）	→ 焼却	→ 管理型埋立
・ 廃電気機械器具	→ 水銀加熱回収/破碎	

## 別添2 管理体制図

